

○ 市町村サービス一覧【吉野川市】

【注意事項】

- この表は、令和8年4月1日時点で可能な行政サービス等を掲載しています。  
掲載されていないものについても、市町村等との調整が完了したものから、順次、一覧表を更新する予定です。
- サービス等を利用する際には、宣誓書受領証の提示のほか、各行政サービスの利用要件（収入や同一生計等）を満たす必要があります。  
（詳しくは、事前にサービス提供者（市町村）へご確認願います。
- なお、一部のサービスによっては、宣誓書受領証の提示が不要な場合もあります。

令和8年4月1日現在  
（随時更新中）

| 番号 | 制度・行政サービス名         | 対象・内容                                                                                                         | サービス提供に当たっての<br>留意事項                                                                         | 受領証又は受領カードの提示 |    | 問合せ先      |              | 備考 |
|----|--------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------|---------------|----|-----------|--------------|----|
|    |                    |                                                                                                               |                                                                                              | 必要            | 不要 | 担当課名      | 電話番号         |    |
| 1  | 市営住宅の入居申込          | パートナーシップ関係にある2人を婚姻関係と同様の事情にある者とし、市営住宅の入居申込を可能とする。ただし、他に収入等の入居要件があり。                                           | 現に市内に住所又は勤務場所を有する者であること                                                                      | ○             |    | 都市計画住宅課   | 0883-22-2225 |    |
| 2  | 金婚・ダイヤモンド婚記念式典の対象者 | 民法に基づく婚姻と同様に、本市金婚・ダイヤモンド婚記念式典の対象者となる。                                                                         | パートナーシップ・ファミリーシップ宣誓を行った日付等が分かる公的書類が必要                                                        | ○             |    | 長寿いきがい課   | 0883-22-2264 |    |
| 3  | ず～っと吉野川市！！定住支援事業   | 市内に住宅を取得した40歳未満の方へ補助金を交付する。<br>補助対象者要件のうち、「40歳未満の人又は生計を一にする同居の配偶者が40歳未満の人」を、生計を一にする同居のパートナーシップ関係にある人についても認める。 |                                                                                              | ○             |    | 市長公室      | 0883-22-2203 |    |
| 4  | 母子健康手帳の交付          | 妊婦が来庁できない場合、配偶者と同様に代理申請ができる。                                                                                  | ・身分証明書（妊婦本人と代理人のマイナンバーカード等）<br>・委任状（市様式、本人が自署したもの）<br>※後日、本人と面談を実施します。詳細については、担当課に問い合わせください。 | ○             |    | こども家庭センター | 0883-22-2267 |    |
| 5  | 災害時の安否情報の提供について    | 照会者は、事実上婚姻関係と同様の事情にある者とし、被災者の居所、負傷もしくは疾病の状況等の必要と認められる情報を提供する。                                                 | パートナーシップ宣誓書受領証の提示                                                                            | ○             |    | 危機管理課     | 0883-22-2235 |    |